

# II

## 施策の展開

後期基本計画の  
位置づけと構成

I

施策の展開

II

第1章

健康で元氣なみずほ

第2章

一人ひとりが輝くみずほ

第3章

魅力ある温かいみずほ

第4章

安全安心やさしいみずほ

第5章

快適で美しいみずほ

第6章

総合計画を推進するために

III

資料編

基本  
構想

用語  
解説

# 第1章

## 健康で元気な みずほ

### ■ 第1節 ■

皆でささえ健やかに暮らせるまち

### ■ 第2節 ■

生きがいとふれあいのあるまち

# 第1章 健康で元気なみずほ

## 第1節 皆でささえ健やかに暮らせるまち

### 1 保健・医療

#### 現況と課題

我が国の平均寿命は、生活環境の改善や医学の進歩などによって世界でも高い水準を示しています。しかしその一方で、他国でも例を見ない急激な高齢化に伴い、\*認知症や寝たきりといった介護を必要とする人や、栄養バランスの悪い食生活や運動不足などにより生活習慣病を発症する人が増えています。このような社会状況の中、国は21世紀における国民健康づくり運動として「\*健康日本21（第2次）」を推進しています。瑞穂町でも、この「健康日本21（第2次）」の理念にもとづき、町民の健康寿命の延伸の実現をめざしていくことが必要です。

母子保健事業では、国民運動計画である「\*健やか親子21（第2次）」にもとづき、子どもが健やかに育つ環境づくりをめざし、妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健施策の充実に取り組んでいく必要があります。

第2期特定健康診査実施計画に定められた目標値の達成に向けて、特定健康診査未受診者への継続した受診勧奨や、がん検診との同時受診など、さらなる受診環境の整備が必要です。

高齢期になっても自立した日常生活を営むことをめざし、心身の機能の維持・増進に若いうちから取り組めるように、生活習慣病や\*ロコモティブシンドローム（運動器症候群）予防などについて啓発する事業を充実させていく必要があります。

安心して暮らせるために医療の充実がもためられています。町内には一般診療所7、病院1、眼科1、歯科診療所12の医療機関があり、地域医療の中核を担っています。公立福生病院については、救急医療など質の高い医療サービスを提供しています。福生市、羽村市とともに、各地区医師会の協力のもと、\*一次医療機関と公立福生病院を拠点とした\*二次医療機関との病診連携をさらに強化していくことが重要です。

**認知症** 記憶障がいなど、何らかの原因で脳が損傷を受け起こる症状のこと。

**健康日本21（第2次）** 健康に関連するすべての関係機関・団体等をはじめとして、国民が一体となった健康づくり運動のこと。

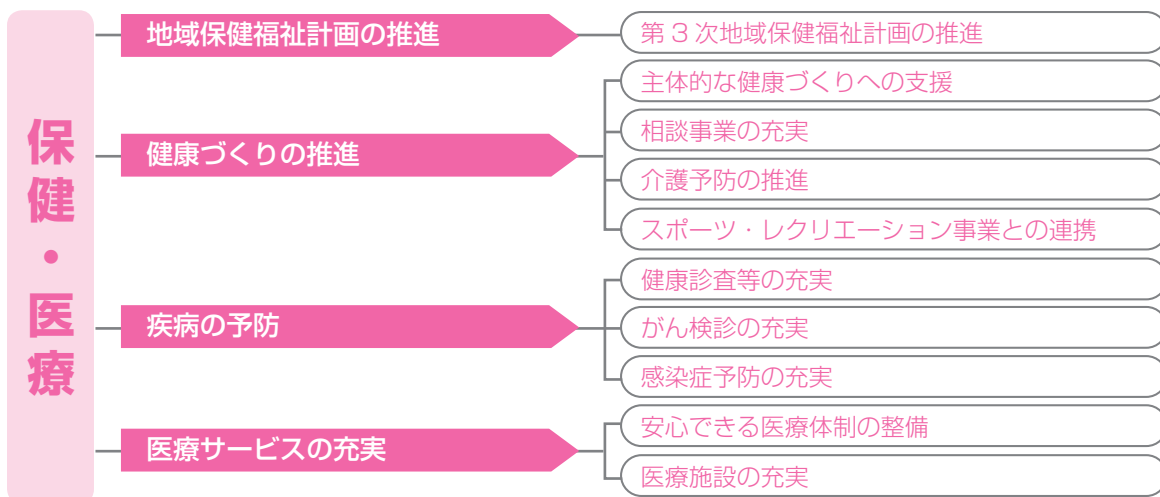
**健やか親子21（第2次）** 「すべての子どもが健やかに育つ社会」の実現をめざす、国民運動計画のこと。

**ロコモティブシンドローム（運動器症候群）** 身体を動かすために必要な運動器に障害が起こり、要介護になる危険度が高い症状のこと。

**一次医療機関** 入院治療の必要がなく、外来機関によって患者の医療を担当する医療機関のこと。

**二次医療機関** 入院治療を必要とする重症患者の医療を担当する医療機関のこと。

施策体系



数値目標

項目	現状値	平成32年度
予防接種率（麻しん・風しん1期）	97.5%	99.5%
予防接種率（麻しん・風しん2期）	89.7%	95.0%
乳幼児健康診査受診率	96.1%	96.7%
特定健康診査受診率	46.2%	60.0%
特定保健指導実施率	17.9%	60.0%
内臓脂肪症候群の該当者・予備群率	28.8%	20.5%
健康増進事業の実施回数	3回	6回
胃がん検診受診率	4.9%	7.0%
肺がん検診受診率	4.1%	7.0%
大腸がん検診受診率	32.2%	40.0%
乳がん検診受診率	13.8%	28.0%
子宮頸がん検診受診率	11.0%	18.0%

施策

(1) 地域保健福祉計画の推進

①第3次地域保健福祉計画の推進

これまでの2次にわたり推進してきた地域保健福祉計画の評価をふまえ、第3次地域保健福祉計画の健康づくり推進施策を着実に実施するとともに、その進ちょく状況の適切な管理と町民への周知および啓発をはかり、すべての町民の健康の増進と疾病の予防をはかります。

## (2) 健康づくりの推進

### ①主体的な健康づくりへの支援

自立した日常生活を営むために、健康の維持・増進につながる生活習慣の改善を町民が主体的に実施できるように生活習慣病予防事業を推進していきます。また、健康づくり推進委員との連携により地域に密着した健康づくりを推進します。

### ②相談事業の充実

町民の心身の健康に関して相談事業を実施し、専門職が助言、指導を行うことで、健康への不安の軽減や疾病の予防をはかります。また、相談内容により福祉分野などの関係機関と連携して支援することで、町民の健康をささえ、増進をはかります。

### ③介護予防の推進

介護とならないよう介護予防の啓発と健康づくり事業を推進するとともに、地域でのサロン活動の活用などを通じ、地域との連携を推進します。また、今後は地域のリーダーを養成し介護予防の推進をはかります。

### ④スポーツ・レクリエーション事業との連携

スポーツ・レクリエーション事業と連携し、年齢、体力、目的にあつたどれもが気軽に楽しめる運動メニューを提供し、健康の増進をはかります。

## (3) 疾病の予防

### ①健康診査等の充実

乳幼児から成人まで、各年代の健康診査の受診機会を拡大するとともに、受診率の向上をはかり、疾病の予防および早期発見につとめます。また、健診後の保健事業への参加や精密検査の受診を促進し、フォローアップの充実につとめます。

### ②がん検診の充実

がんの早期発見の重要性から、国のがん検診の指針にもとづいた検診を実施するとともに、定期的な受診勧奨とほかの検診との同時実施など受診しやすい環境整備につとめ、受診率の向上をはかります。また、検査の精度を適切に管理するとともに、精密検査の受診勧奨につとめます。

③感染症予防の充実

新型インフルエンザ等対策行動計画にもとづき、感染症予防対策をすすめます。感染の発生段階に応じた対策を展開するとともに、国や東京都および地区医師会などと連携し、感染拡大を抑制します。

(4) 医療サービスの充実

①安心できる医療体制の整備

地区医師会などの協力を得て、かかりつけ医療機関の定着と、休日および休日準夜の医療体制の充実をはかります。また、小児救急医療体制や\*周産期医療体制の西多摩地域への整備を東京都に要請していきます。

地区医師会と協力した一次医療と公立福生病院を拠点とした二次医療との病診連携体制を強化します。

②医療施設の充実

公立福生病院における質の高い医療サービスの提供を維持するため、福生市、羽村市と連携および協力し、恒常的な安定運営につとめます。また、地区医師会との連携を保ちながら、医療施設の充実につとめます。

健康診査・がん検診・受診者数の推移

(人)

区分		年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
健康診査	若年		208	220	189	182	197
	無保険者		47	67	68	76	84
	特定健康診査		3,170	3,214	3,322	3,495	3,629
	後期高齢者		1,136	1,220	1,339	1,455	1,521
	計		4,561	4,721	4,918	5,208	5,431
がん検診	胃		520	509	547	566	561
	肺		365	391	468	502	531
	大腸		3,487	3,505	3,743	3,855	3,972
	子宮頸		529	562	509	399	605
	乳		456	470	459	401	614

\*特定健康診査は、年度内加入者等の受診者数を含む



## 2 社会保険制度

### 現況と課題

国民皆保険制度の基盤として、国民健康保険制度が医療保険制度の中核を担い、町民の安全で安心な医療の確保と健康の保持、増進に大きな役割を果たしています。しかし、少子高齢化、景気低迷の影響、保険税納付困難者の加入の増加など、医療費の増加に相反し、保険税収入の伸びが期待できないという厳しい財政運営を余儀なくされています。医療費の抑制に向け、町民の健康増進と疾病予防が重要となります。また、平成30年度から都道府県が国民健康保険制度の運営主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保などを行い、制度の安定化をはかることになっています。市町村は、地域住民と身近な関係の中、被保険者の実態を把握した上で、地域におけるきめ細かい事業を行います。

高齢者の増加に伴い、脳血管疾患、骨・関節性疾患、認知症などによる要介護および要支援認定者が増えているとともに、家族など介護者の声として心身の負担が大きいことなどがあげられています。今後、高齢者のみの世帯などの割合が高くなり、家族による介護力が弱まると推測されています。

高齢者が安心して在宅生活を送ることができるよう、利用したい介護サービスを住み慣れた地域で受けながら社会全体でささえる\*地域包括ケアシステムの構築が重要です。

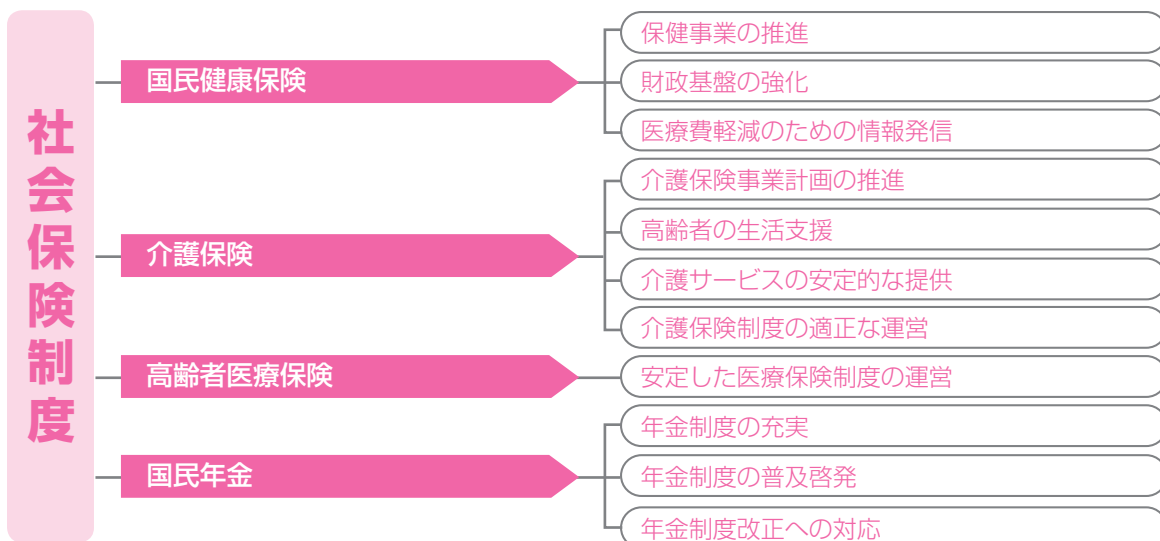
また、介護保険制度および相談窓口の役割を十分に周知し、高齢者やその家族の悩みを解消し、介護疲れに伴う事故や虐待の未然防止をはかるとともに、介護認定にあたっての公平・公正かつ適切なサービス提供や介護給付費の適正化をはかる必要があります。

75歳以上の方と65歳から74歳までの一定の障がいのある人が加入する後期高齢者医療制度は、\*東京都後期高齢者医療広域連合と連携して安定した医療保険事業の運営につとめるとともに、町民にわかりやすい情報を提供していく必要があります。

国民年金は、老後を安心して暮らすための生活をささえる重要な制度ですが、社会経済と調和した持続可能な制度の構築と制度自体に対する信頼の確保に向けて順次改正されています。受給者の不安を解消するよう、年金制度改正に対応しながら、だれもがわかりやすい改正内容の周知や、さまざまな状況に適切に対応できる体制づくりが必要です。また、安定した給付財源の確保、年金給付額の改善、生活実態に応じた年金制度への改正を、国に対して働きかけていくことも重要です。



施策体系



施策

(1) 国民健康保険

①保健事業の推進

保健事業と連携し、町民の健康に対する意識の啓発と健康づくり活動を推進することにより、健康増進と疾病予防をはかり、医療費の抑制につなげます。

②財政基盤の強化

特別会計の独立採算の原則にもとづき、国民健康保険税負担の適正化と滞納整理の強化をはかります。また、\*診療報酬明細書等（レセプト）の点検体制および\*柔道整復療養費点検の強化や資格審査の徹底により、医療費の適正化をはかります。  
平成30年度から、都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となることで、制度の安定化をはかります。なお、国の動向を注視し、情報の収集および提供につとめます。

③医療費軽減のための情報発信

ジェネリック医薬品の周知とともに、先発医薬品との差額を通知するなど、医療費を軽減するための情報を発信します。

診療報酬明細書（レセプト） 医療機関が公的医療保険の運営者へ医療費を請求するための、処置・検査・処方薬などが記載された診療明細書のこと。  
柔道整復療養費 整骨院や接骨院で骨折、脱臼、打撲および捻挫の施術を受けた場合の費用のこと。

## (2) 介護保険

### ①介護保険事業計画の推進

介護保険事業計画の施策を着実に実施するとともに、介護保険制度改正にもとづき中長期的な視点を持ち、3年ごとに改訂を行います。また、介護保険事業計画にもとづき、高齢者のニーズにあった質の高いサービスが受けられる地域づくりをめざします。

### ②高齢者の生活支援

\*地域包括支援センターの増設など機能強化を行うことで、高齢者の総合相談など機能の充実をはかります。また、高齢者が困った時には最も身近な相談窓口となるよう周知徹底をはかります。今後、多くの高齢者が自立した生活を送ることができるよう、介護予防事業の推進や、新しい生活支援サービスの実施に向け、\*生活支援コーディネーターを中心に新しい総合事業を推進します。

### ③介護サービスの安定的な提供

高齢者とその家族の生活ニーズを把握しながら、介護サービスの安定的な提供につとめます。また、介護者同士がささえあうことのできる体制づくりなど、介護を要する人とその家族がやすらぎのある生活を送ることのできるよう、介護と医療の連携やサービス事業者等との連携につとめていきます。

### ④介護保険制度の適正な運営

介護保険制度を適正に運用し、介護認定審査会の公平かつ公正な介護認定や、介護給付費の適正化をはかります。また、自立支援に向けた必要なサービスを安定して提供できるよう、介護サービス事業者の適正な運営に向けて指導・監督につとめます。

## (3) 高齢者医療保険

### ①安定した医療保険制度の運営

東京都後期高齢者医療広域連合と連携し、安定した医療保険制度の運営につとめます。また、平成29年度から保険料の軽減特例措置が原則廃止されます。このような医療保険制度の改正について、「広報みずほ」やホームページなどを通じて情報提供につとめます。

## (4) 国民年金

### ①年金制度の充実

町民が安心して暮らし続けていけるよう、給付水準の維持および給付内容の充実など、国民年金制度の充実について、東京都国民年金協議会を通じて、国に要望していきます。

### ②年金制度の普及啓発

町民が無年金者とならないよう、「広報みずほ」やホームページなどを通じて国民年金制度の普及啓発を行い、国民年金への加入を勧奨します。

### ③年金制度改正への対応

国の動向を注視し、国民年金制度の改正に適切に対応するとともに、町民が混乱することのないよう、相談業務の充実をはかります。

国民健康保険・後期高齢者医療保険 被保険者の状況

(各年度末現在：世帯、人、%)

年度	区分	全町		被保険者数		加入割合	
		世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数	人口
平成 22 年度	国保	13,729	33,593	6,262	12,028	45.6	35.8
	後期高齢者				2,849		8.5
	計				14,877		44.3
平成 23 年度	国保	13,807	33,501	6,293	12,000	45.6	35.8
	後期高齢者				2,987		8.9
	計				14,987		44.7
平成 24 年度	国保	14,082	33,814	6,282	11,800	44.6	34.9
	後期高齢者				3,168		9.4
	計				14,968		44.3
平成 25 年度	国保	14,239	33,864	6,260	11,553	44.0	34.1
	後期高齢者				3,282		9.7
	計				14,835		43.8
平成 26 年度	国保	14,382	33,713	6,175	11,215	42.9	33.3
	後期高齢者				3,376		10.0
	計				14,591		43.3

## 第2節 生きがいとふれあいのあるまち

### 1 地域・生活福祉

#### 現況と課題

地域福祉は児童福祉から高齢者福祉まで、すべての町民の福祉を包括するとともに、「保健・医療」と連携しながら、それぞれの福祉政策を調整する役割を担っています。瑞穂町に住み、働くすべての町民が自立した豊かな生活を送ることができる地域社会の実現をめざして、地域保健福祉計画に掲げた諸事業を推進していく必要があります。また、ふれあいセンターは、地域福祉活動やボランティアなど町民がふれあい、ささえあうための施設として機能させることが必要です。

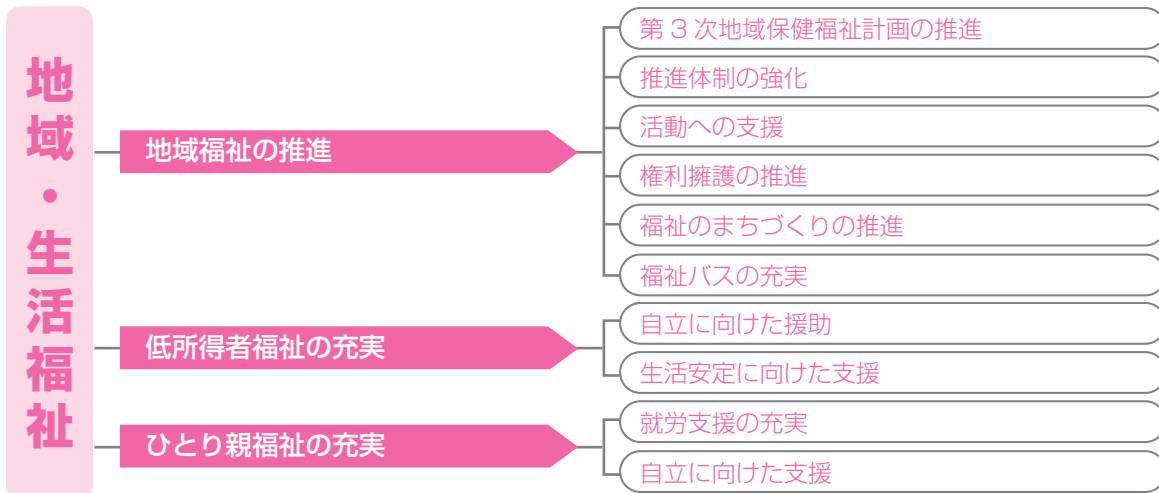
瑞穂町の地域福祉は、行政施策だけではなく、社会福祉協議会を中心に、自助グループ活動、ボランティア活動、NPO活動など、多くの町民や団体の献身的な活動によってささえられています。福祉のまちづくりをこれまで以上に効率的かつ効果的にすすめるためには、さらなるボランティアなどの人材の育成、NPOなどの活動団体への支援を行うとともに、町民、事業者、NPOおよび町が連携して施策を展開することが必要となります。

高齢者や障がいのある人などの移動手段である福祉バスは、バスルートを変更、増便し町内を巡回しています。引き続き、利用者ニーズを把握し、停留所や運行情報などを周知していく必要があります。

\*国民生活基礎調査にもとづく推計では、生活保護の状況は厳しい雇用情勢により深刻化しているとされています。瑞穂町では生活保護に該当しない生活困窮者層に、各種福祉資金制度を周知するとともに、西多摩福祉事務所、民生委員・児童委員、社会福祉協議会などとの密接な連携によって相談業務の充実をはかり、必要な支援を行っています。就労に対する支援策と自立に向けた促進策を関係機関と連携しながら推進していく必要があります。

離婚や未婚などによるひとり親家庭が増えています。そして、その多くが母子家庭であり、母親が就労したくても働くことが難しく、経済的にも精神的にも生活が厳しいものとなっています。また、父子家庭も、父親が家事や育児に不慣れであることが多く、家事や育児に対する支援サービスを必要としています。このようなひとり親家庭がそれぞれに抱えている問題に対して、相談の受付からサービスの提供に至るまで、個々のニーズにきめ細かに応えられ、自立を促進することができるよう、関係機関と連携しながら、就労の支援、日常生活の援助、経済的な支援を行い、生活基盤の安定をはかる必要があります。

施策体系



数値目標

項目	現状値	平成32年度
福祉バス利用登録者数	3,282人	3,800人
ふれあいセンター利用者数	31,654人	36,000人

施策

(1) 地域福祉の推進

①第3次地域保健福祉計画の推進

第3次地域保健福祉計画は、第2次地域保健福祉計画の基本理念を原則として継承し、見直しを行いました。町民が自立した豊かな生活を送ることができる地域社会の形成をめざし、町民、事業者、町が連携して計画を推進します。

②推進体制の強化

民生委員・児童委員、保護司、更生保護女性会、町内会・自治会、社会福祉協議会、ボランティア団体およびNPOなどとの連携を強化し、総合的な福祉活動を効果的に実践できるよう支援します。

また、地域福祉の担い手や福祉ボランティアなどの発掘と育成につとめ、地域における福祉活動に携わる多くの人材を確保します。

③活動への支援

地域福祉推進の中心的役割を担う社会福祉協議会と連携し、保健・福祉関連のNPOやボランティア団体が、その組織力と知識、経験を、福祉のまちづくりに活かすことができるよう、活動や事業への支援を行います。



#### ④権利擁護の推進

認知症や障がいにより、意思能力が低下した高齢者や障がいのある人などが、地域で自立した生活を送ることができるよう、社会福祉協議会と連携し、権利擁護事業を推進します。また、高齢者においては、地域包括支援センターを中心に、相談業務の充実をはかります。

#### ⑤福祉のまちづくりの推進

「東京都福祉のまちづくり条例」にもとづき、だれもが利用しやすい施設の整備につとめるとともに、町民や事業者の理解をもとめながら、安全で快適な\*ユニバーサルデザイン化を推進します。

#### ⑥福祉バスの充実

福祉バスのPRやバスの運行ルートのお知らせ方法を検証し、利用促進につとめます。

### (2) 低所得者福祉の充実

#### ①自立に向けた援助

西多摩福祉事務所、民生委員・児童委員、社会福祉協議会などの関係機関との連携を強化し、相談体制の充実をはかるとともに、各種制度の周知を徹底します。また、ハローワークとの連携により、就労情報の提供、職業訓練の促進など、自立に向けた援助を推進します。

#### ②生活安定に向けた支援

各種福祉資金制度に関する情報提供をすすめ、制度利用の促進をはかります。また、生活保護に該当しない場合は、「生活困窮者自立支援法」にもとづき東京都と連携して、支援していきます。

### (3) ひとり親福祉の充実

#### ①就労支援の充実

無理なく就労でき、働き方の選択肢が広がるよう、就労相談体制の強化、技能や資格取得に関する情報提供など、ひとり親の就業に向けた支援の充実をはかります。

#### ②自立に向けた支援

育児や家事を無理なく行い、安心した生活を送ることができるよう、子育てや日常生活を支援するサービスの周知をはかります。また、児童の養育にあたって、医療費の助成や技能取得に必要な費用の貸付制度の周知など、ひとり親家庭の自立に向けた経済的負担の軽減をはかります。

## 2 児童福祉

### 現況と課題

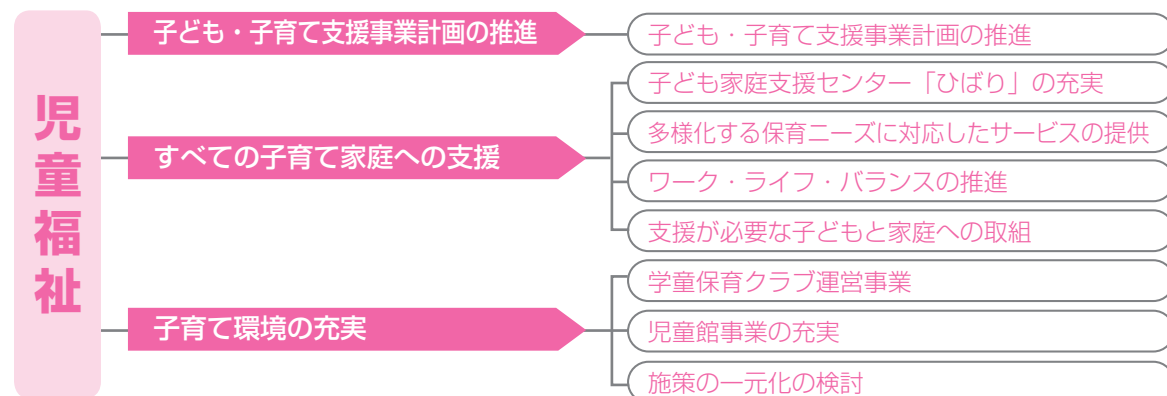
家庭や地域社会の環境変化により、子どもたちを取り巻く環境も変化しています。子育ての主体は保護者であり、すべての家庭が安心して子育てできるよう、子どもの成長と子育て家庭を地域社会全体でささえるという意識の醸成をはかりながら、多様化する育児ニーズに対応した子育て支援事業をすすめていく必要があります。

平成24年4月1日時点で、瑞穂町の保育園等待機児童数は0人となりましたが、平成27年4月1日現在、待機児童数は20人となっています。特に、低年齢クラスの入所が厳しい状況です。幼稚園や\*認証保育所から\*認定こども園および\*小規模保育所への移行などにより、定員の拡大をはかる必要があります。また、学童保育クラブについては、これまでの弾力的な運用に加え、公共施設の有効活用など、子ども・子育て支援新制度にもとづいた運用が必要となります。

子ども家庭支援センター「ひばり」は、18歳未満の子どもと家庭に関するあらゆる相談や妊婦からの相談を受け、児童虐待の防止や保護者の育児負担の軽減、良好な家庭環境への改善に向けた支援などを行っています。また、保護者同士の交流の場や子育て支援サービスを提供するなど、子育て家庭の総合拠点としての役割を果たしているほか、関係機関内で支援が必要な児童の情報共有や支援内容の協議、連携による支援を行っています。さらに、虐待による重篤な事件を発生させないためには、各分野の職員の虐待に対する意識や専門性の向上、関係機関とのネットワークの連携強化をはかり児童虐待の防止に取り組んでいく必要があります。

さらに、あすなる児童館で実施している親子がともに楽しめる事業を充実させることや、子育て中の仲間づくり、子育てに関する情報交換の場として機能させることも重要です。また、児童館から遠い地域の子どもたちのため、移動児童館をさらに充実させる必要があります。

### 施策体系



**認証保育所** 東京都独自の設置基準を定め、多様化する保育ニーズに対応するために設置された保育施設のこと。  
**認定こども園** 教育・保育を一体的に行う幼稚園と保育所の両方の機能を併せ持つ施設のこと。  
**小規模保育所** 0～2歳児を対象とした、定員が6人以上19人以下の少人数で行う保育施設のこと。



数値目標

項目	現状値	平成 32 年度
保育園待機児童数	20 人	0 人
子ども家庭支援センター利用者数	3,280 人	5,000 人

施策

(1) 子ども・子育て支援事業計画の推進

①子ども・子育て支援事業計画の推進

次世代育成支援行動計画をふまえて策定された子ども・子育て支援事業計画にもとづき、未来の担い手である子どもたちが健やかに成長できるように、計画の基本理念「子どもの健やかな成長を地域でささえあうまちみずほ」の実現をめざします。家庭、学校、地域、職域、行政、その他の社会のあらゆる分野におけるすべての人がそれぞれの役割を果たすとともに連携を強化し、計画を推進します。

(2) すべての子育て家庭への支援

①子ども家庭支援センター「ひばり」の充実

関係機関同士の連携強化や相談員の専門性向上により適切な相談対応を行います。また、保護者の育児負担の軽減をはかるため、子育て講座や保護者交流事業を実施するとともに、子育て支援サービスやファミリー・サポート・センター事業の提供、子育て情報の発信など、子育て支援の拠点としての機能充実をはかります。

②多様化する保育ニーズに対応したサービスの提供

認定こども園や小規模保育所への移行などによる定員枠の拡大を推進し、待機児童の解消につとめるとともに、多様化する保育ニーズに対応したサービスの提供につとめます。また、保育士および調理員の研修を充実させ、保育サービスの質の向上をめざします。

③\*ワーク・ライフ・バランスの推進

一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発などにかかる時間を選択できるよう、両立しやすい環境づくりを支援します。

#### ④支援が必要な子どもと家庭への取組

児童虐待を防止するため、\*要保護児童対策地域協議会などとの連携強化や、関係機関職員の児童虐待に対する意識や専門性の向上をはかります。  
乳幼児から中学生まで、およびひとり親家庭に対する医療費助成などにより、家庭への経済的負担の軽減につとめていきます。

### (3) 子育て環境の充実

#### ①学童保育クラブ運営事業

これまで瑞穂町が管理・運営を行ってきた学童保育クラブ事業のうち、運営に係る部分を引き続き業務委託とし、保育時間の延長など、より柔軟で充実した学童保育クラブの運営をはかります。  
また、国がすすめる「放課後子ども総合プラン」の動向を注視し、公共施設の活用を含め施設機能強化を検討します。

#### ②児童館事業の充実

あすなろ児童館から遠い地域の子どもたちのため、コミュニティセンターなどを活用し、移動児童館をさらに充実させます。

#### ③施策の一元化の検討

国は子育て支援策推進のために内閣府による一元化をはかりました。今後も、国の動向をふまえ、組織を含めた子育てに関する施策の一元化を引き続き検討します。



親子で遊ぼう運動会

### 3 障がい者福祉

#### 現況と課題

障がいのある人が、住み慣れた地域で暮らし続けることは、多くの人々の願いです。しかし、地域や家庭で安心して生活していくためには、地域の理解や支援が重要となります。

「障害者総合支援法」により、身体・知的・精神（発達）障がい者および難病認定された方も障害福祉サービスの支援対象となったほか、新たな難病疾病も追加されました。障害福祉サービスを利用する方にはサービス等利用計画にもとづき、個人に合った適正な支援を行うことが重要です。障がいのある人の就労については、\*障害者就労支援センターとハローワークとの連携により、就労の意欲向上および一般就労の促進をはかる必要があります。

心身障害者（児）福祉センター「あゆみ」では、\*地域活動支援センター事業と\*障害児等タイムケア事業を実施し、また、福祉作業所「さくら」では法内事業の\*就労継続支援B型事業を実施しています。

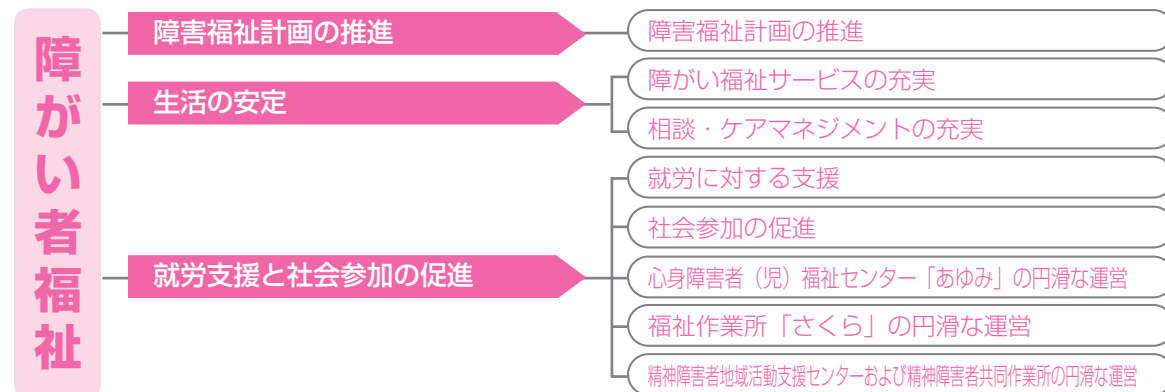
また、障がいのある人の自立支援の観点から、「自立訓練」、「地域移行支援」などのサービス推進により、施設入所・入院などからの地域生活への移行を円滑に行うことが重要です。また、こうした地域生活支援機能を集約するものとして、地域生活支援拠点などの整備が必要とされています。

第4期障害福祉計画の事業目標値を達成し、障がいのある人だれもが自立して、相互に人格と個性を尊重し、安心して就労できる環境を整備していく必要があります。

#### 数値目標

項目	現状値	平成 32 年度
就労支援センター登録者数	89 人	100 人
一般相談支援事業所利用件数	1,087 件	1,100 件

#### 施策体系



**障害者就労支援センター** 障がい者の就労面と生活面を一体的に支援する福祉施設のこと。

**地域活動支援センター** 障がいによって働く事が困難な障がい者の日中の活動をサポートする福祉施設のこと。

**障害児等タイムケア事業** 障がい児等が学校の下校時等に活動する場を確保するとともに、障がい児等の保護者の就労支援および家族の負担軽減をはかる事業のこと。

**就労継続支援 B 型事業** 一般企業での就労が困難な障がい者に働く場を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行う就労支援事業のうち、雇用契約を結ばないもの。

施策

(1) 障害福祉計画の推進

①障害福祉計画の推進

第4期障害福祉計画の目標値が達成されるよう、支援サービス事業の実績評価と国の制度改正をふまえ、計画を推進します。

(2) 生活の安定

①障がい福祉サービスの充実

「障害者総合支援法」にもとづく各種サービスを充実させるとともに、制度改正があった場合は迅速に対応し、障がいのある人やその家族に対して、適切な情報提供と支援を行います。

②相談・ケアマネジメントの充実

自立支援協議会の効果的な運営につとめるとともに、一般相談支援事業所の機能を強化させ、相談体制の充実をはかります。また、相談支援専門員の育成と適正配置につとめます。

(3) 就労支援と社会参加の促進

①就労に対する支援

障害者就労支援センターの活用とあわせ、ハローワーク・民間企業および関係機関との連携強化により、障がいのある人の就労意欲の向上および一般就労の促進をはかります。

②社会参加の促進

※ノーマライゼーションを実現するため、社会福祉協議会や障がいのある人の当事者団体、家族会などと連携し、障がいのある人の日中活動の場の確保や地域生活支援事業の充実をはかります。

③心身障害者（児）福祉センター「あゆみ」の円滑な運営

地域活動支援センター事業と障害児等タイムケア事業の円滑な運営につとめ、障がいのある人の地域参加、保護者の就労、介護休息の確保につなげます。

#### ④福祉作業所「さくら」の円滑な運営

指定管理者との連携を強化し「障害者総合支援法」にもとづく諸事業が円滑に実施されるようにつとめ、通所者の就労能力の向上と就労支援を推進します。

#### ⑤精神障害者地域活動支援センターおよび精神障害者共同作業所の円滑な運営

通所者の日中活動および就労の場として、各種事業の円滑な実施につとめ、自立への支援をすすめます。



## 4 高齢者福祉

### 現況と課題

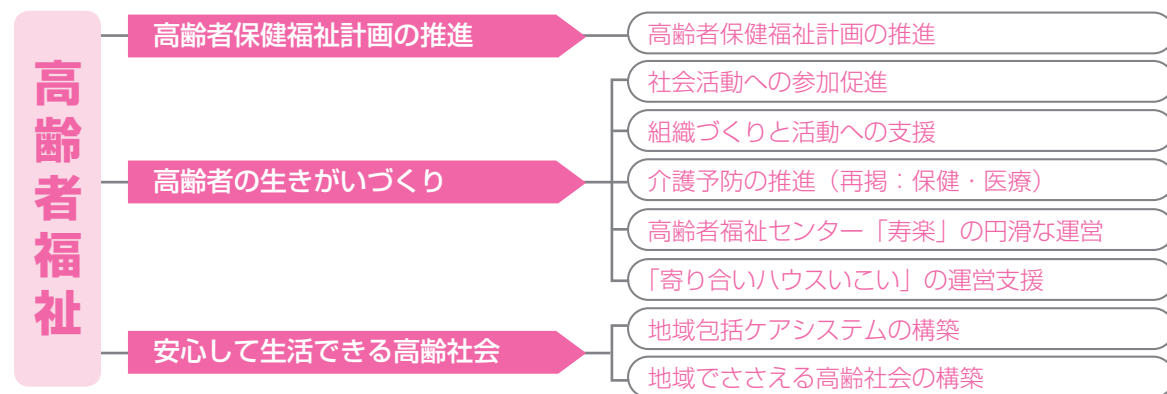
瑞穂町の高齢化率は多摩地域の中では現時点で中間に位置しています。65歳以上の人口は毎年5%前後の伸び率で増加してきましたが、今後は75歳以上の高齢者の比率が高まることが推測されています。また、高齢者の一人暮らし、高齢者のみ世帯が増えるとともに、認知症高齢者や認知症の疑いのある高齢者もますます増加することが予想されます。今後も、家族だけでなく地域社会全体として高齢者の生活の支援や介護者への支援を行う体制づくりをすすめていかなければなりません。地域における在宅生活への支援や生活空間のバリアフリー化、住み慣れた地域で生活できる仕組みづくりなど、介護と医療の連携や介護サービスを補完するさまざまな生活支援サービスが、日常生活の場で適切に提供できるような地域ネットワークを構築する必要があります。

健康に不安を抱えている高齢者も多いことから、介護を必要としない元気な高齢者を増やし、高齢者が住み慣れた地域で生きがいをもって生活できることが重要で、多世代交流の促進や就労の場などが必要となります。また、高齢者が地域に見守られ、安全で安心して暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築をめざし、地域社会全体で高齢者をささえる環境づくりが重要です。

瑞穂町では地域包括支援センターを設置し、高齢者の暮らしに関する総合的な事業展開をすすめてきました。また、「\*寄り合いハウスいこい」や社会福祉協議会が主体となったボランティアによる地区ごとのサロンや高齢者福祉センター「寿楽」での各種教室、高齢者の自主活動などが行われています。地域にある老人クラブでは、地域との連携事業や見守り活動なども実施しています。

今後は、「高齢者が豊かな知識と経験を活かすサービスの提供者であり地域社会で活躍するリーダーである」ということを念頭に、介護予防や生活支援サービスなどの一端を担う人材の養成を行うなど、現代の高齢者像を創造する視点が重要となります。

### 施策体系



\*寄り合いハウスいこい 高齢者を中心に子どもたちや地域の方々との多世代交流および主体的な地域活動の場として、地域コミュニティの核となる施設のこと。

数値目標

項目	現状値	平成 32 年度
高齢者福祉センター利用者数	31,351 人	42,000 人
シルバー人材センター登録者数	514 人	640 人

施策

(1) 高齢者保健福祉計画の推進

① 高齢者保健福祉計画の推進

高齢者保健福祉計画にもとづき、高齢者の暮らしに関する総合的な環境向上につとめます。

(2) 高齢者の生きがいづくり

① 社会活動への参加促進

高齢者が生きがいをもって楽しく暮らし、いつでも社会参加できるよう、多世代交流の場や機会を提供します。今後、地域のリーダーとして活躍できる人材を養成するとともに、シルバー人材センターの機能強化を支援し、働くことの喜びを感じ取れる社会形成につとめます。

② 組織づくりと活動への支援

シルバーボランティアの組織づくりをすすめるとともに、老人クラブへの加入促進と活動支援、介護予防事業の推進に向け、高齢者自身が自主的に生きがい活動を行うことができる体制の充実につとめます。

③ 介護予防の推進（再掲：保健・医療）

介護とならないよう介護予防の啓発と健康づくり事業を推進するとともに、地域でのサロン活動の活用などを通じ、地域との連携を推進します。また、今後は地域のリーダーを養成し介護予防の推進をはかります。

④ 高齢者福祉センター「寿楽」の円滑な運営

高齢者の健康の増進、教養の向上をはかるとともに、レクリエーションの機会を適切に提供できるよう、指定管理者との連携を強化し、円滑な運営につとめます。

⑤ 「寄り合いハウスいこい」の運営支援

高齢者などの居場所としての事業を推進するとともに、ボランティアが企画・運営する子どもを含めた多世代交流を支援します。



### (3) 安心して生活できる高齢社会

#### ①地域包括ケアシステムの構築

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい生活をいつまでも続けることができるように「医療」「介護」「介護予防」のサービスの提供、その前提となる「住まい」と「生活支援」を相互に関係することで、地域の自主性や主体性にもとづき、地域の特性に応じた包括的な支援・サービス提供体制の構築をめざします。

#### ②地域でささえる高齢社会の構築

地域包括支援センターは、高齢者が地域で安心して生活できるよう、困った時などの総合相談窓口となっています。

今後も地域包括支援センターを中心に、地域の課題や解決に向けた「地域ケア会議」の開催や、介護と医療の連携につとめます。また、認知症サポーター養成講座の実施など、認知症に対する町民の理解を促進し、認知症になっても地域で生活できる体制づくりにつとめ、地域でささえる高齢社会をめざします。

高齢者数・高齢化率の推移

(各年度末現在：人、%)

区分 年度	年齢階層別人数							計	高齢化率	総人口
	65～ 69歳	70～ 74歳	75～ 79歳	80～ 84歳	85～ 89歳	90～ 94歳	95歳 以上			
平成22年度	2,221	1,809	1,343	807	475	234	96	6,985	20.8%	33,593
平成23年度	2,231	1,927	1,399	840	497	254	105	7,253	21.7%	33,501
平成24年度	2,400	2,033	1,482	892	548	255	109	7,719	22.8%	33,814
平成25年度	2,512	2,159	1,519	974	553	268	108	8,093	23.9%	33,864
平成26年度	2,697	2,191	1,563	1,032	560	282	108	8,433	25.0%	33,713

※住民基本台帳人口



「寄り合いハウスいこい」まつり

後期基本計画の  
位置づけと構成

I

施策の展開

II

第1章  
健康で元氣なみずほ

第2章  
一人ひとりが輝くみずほ

第3章  
魅力ある温かいみずほ

第4章  
安全安心やさしいみずほ

第5章  
快適で美しいみずほ

第6章  
総合計画を推進するために

資料編

III

基本  
構想

用語  
解説